

令和6年3月定例会 一般質問 上田井良二議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「就学前までの健康診査について」

○上田井良二 議長のお許しをいただきましたので、公明党上田井良二、一般質問をさせていただきます。

まずは、今年1月1日に発生いたしました能登半島地震で被災されました皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

今回のこの震災におきまして、公明党は即時に対策本部を設置いたしまして、北信越ブロックの担当の国会議員は、いち早く1月2日に震度7を記録いたしました志賀町を、また翌日3日には穴水町に入り、現地調査を実施いたしました。それらの意見集約をし、公明党として1月12日には林官房長官のほうに緊急要望を行い、23日にも第2次提言を官房長官に行っております。

また、公明党が強力にこれまで推進、実現してまいりましたドクターヘリにつきましても、中部から6機配備され、25日間で延べ79人の搬送を完了いたしております。

また、学校の耐震化につきましても、公明党が強力に推進しました結果、今回の地震でも大きな被害はなく、避難所としての学校利用がされ、授業も早くに開始することができております。

また、この香芝につきましても、2月20日からJR香芝駅のエレベーターの稼働が開始となりました。これも公明党のネットワークにより、以前の大臣にも来ていただき視察いただいた結果かと思っております。

そして、今回の質問でも、公明党の提言を受けまして政府が助成を開始しました就学前までの健康診査について伺いたいと思っております。

まず最初に、未就学児の現在の健診の実施状況を教えてください。

これで壇上の質問を終わります。

○健康部次長 現在、本市が保健センターにおいて実施している乳幼児健診は、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診を実施してございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、現在、実施しているその健診の受診率というんですか、どれぐらいの方々が受診されているか教えていただけますか。

○健康部次長 令和4年度実績では、4か月児健診98.3%、1歳6か月児健診99.0%、3歳6か月健診97.7%でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。かなりの方が受けていただいていると、こういうふ

うに見受けられますけれども。

それでは、香芝市では9割以上受けていただいているものの、他市、ほかの市民の健診の実施状況、どれぐらい把握されているか教えていただけますか。

○健康部次長 奈良県内の他市では、本市が実施する健診のほかに、生後7か月から12か月頃の乳児後期健診を実施されており、生後1か月健診につきましては、2市が費用助成をされておられます。

○上田井良二 ありがとうございます。

今回、後からお聞きしますけれども、5歳児健診というのはこの12市では行われていないことでいいですね。ありがとうございます。

それでは、現在の健診において9割の方が受けていただいているんですけれども、何か保護者の方々からご意見とかご要望はありますでしょうか。そのあたりを教えていただけますか。

○健康部次長 健診は、医師の診察が必要なため、医師会にご協力をいただいております。そのため、実施できる時間帯が診療所の診察にかからない午後の時間帯となることから、小さなお子様にとっては、お昼寝の時間帯と重なり、連れてくるのが大変であったり、集団生活を始められているお子様は園で健診を受けているので、市が実施する健診を受ける必要があるのかなどのお尋ねをいただくことがございます。その際は、お子様の成長を確認する大切な機会であることや、1歳6か月、3歳6か月健診は、法に定められた健診であり、受診していただくようご理解を求めている状況でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

最近、働いているお母さん方がおられますので、先ほど聞きました9割というのはかなり頑張っ受けていただいているのかなと。

そういう問題がある中なんですけれども、1月の神戸新聞にこのような記事がございました。5歳児健診についてなんですけれども、発達障害などを早く発見し、安心の就学、結局は小学校の入学につなげることを目指す5歳児健診、これは全国的な実施に向け、国は今年から市町村への健診費用の助成を開始したというような記事もありました。

ある、ここに記事に載っております医師におきましては、その5歳児健診について、落ち着きがない、また周囲とうまく関われないなどの発達の特性を持つ子供たちは、小学校への就学後に、環境に適応できず不登校になったり、問題行動を起こしてしまったりすることが少なくない。それまでのゼロ歳から1歳の乳幼児のときでもどうもなくとも、やはり年齢を重ねていく間にそういう症状が出てくると。それを5歳児健診によってそうした特性に気づいて、適切な支援や療育につなげることができれば、多くの子供たちが通常学級でも問題なく学べるようになるのではないかと。

実際に、5歳児健診を導入した自治体では、不登校が減ったという研究もあるようでございます。小学校入学前の就学前健診もあるが、就学までの期間が非常に短いと。だから支援が非常に難しい。また、子供の成長に不安を感じているが、相談できる場がなくて、独りで

抱えてしまう保護者も多いと。また、今お話しありましたように健診をなかなか受けることができない。ですけれども、今のところ自分の子供は大丈夫であるということで受けられない部分もあるんじゃないかと。一人で抱えてしまう保護者も多いと。また、我が子の特性を理解し、関わり方などについて保護者が専門家に相談できる場としても、5歳児健診と実施後のフォローアップ体制の充実は重要だというような医師の判断もあります。

そこで、香芝市におきまして、この全国での5歳児健診の実施率はどのように把握されておられますか。そのあたりを教えてくださいませんか。

○健康部次長 国の調査では、令和4年度、5歳児健診を実施している自治体は14.1%というデータを公表しております。

○上田井良二 ありがとうございます。そんなに、やはり少ないというあれですか、言ってみたら。

そうしましたら、この5歳児健診の目的を改めてお伺いしたいと思います。そのあたりを教えてくださいませんか。

○健康部次長 5歳頃は言語の理解能力や社会性が高まる時期であることから、社会性発達の評価、発達障害のスクリーニングに主眼を置いた5歳児健診を実施することにより、子供の特性を早期に発見し、就学までに適切な支援につなげられるようにすることが主な目的でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、その5歳児健診実施に当たって、今回、国庫補助が今年度からあると、それも聞いておられると思いますけれども、その内容、中身を教えてくださいませんか。

○健康部次長 5歳児健診の実施方法につきましては、原則、集団健診とされております。集団健診実施の場合、補助単価1人3,000円の2分の1の国庫補助があるという内容でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、補助が出るんですけれども、先ほどもありましたように、5歳児、結構、幼稚園とか保育所におられるというものもありますけれども、その5歳児健診を実施するに当たって検討課題は何か捉えておられますでしょうか。

○健康部次長 5歳児健診は精神発達状況の審査を必要としますので、精神発達面の審査を実施するための十分な経験を有し、幼児保健医療に習熟した専門スタッフが必要となります。

また、5歳児は就園しているお子様がほとんどであり、就労している保護者の方の増加に伴い、健診会場へ連れてくることへの保護者の負担が増すことも課題の一つであると考えております。

○上田井良二 ありがとうございます。やはり、そういうのが課題として挙げられているんですね。分かりました。

そうしましたら、原則として集団で実施、就園しているお子さんがほとんどという現状で

あることから、今やっただいただいている園医方式とか、巡回方式、それも実施計画可となつとるんですけれども。

そこで、ちょっと教育部にお尋ねしたいんですけれども、この保育所とか幼稚園での未就学児の健診はどのようになっておるのでしょうか。

○教育部長 未就学児の健診でございますけれども、保育所、認定こども園では、6月、11月の年2回、幼稚園では6月末までに1回実施しております。

○上田井良二 ありがとうございます。

5歳児健診を、先ほど言いました園医方式、または巡回方式、これらを実施することについてはどのように意見を持っておられますか。そのあたりを教えていただけませんか。

○教育部長 5歳児健診、内容のほうはまだ決定していない中でのご答弁ということになりますけれども、園医方式や巡回方式、いずれの方式で実施する場合でも、保護者の負担がどのようになるのか。また、健診の実施場所となる保育現場、こちらの状況など、多くの検討課題があると、そのように考えております。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしたら、最後に、そういう課題がかなりあると思うんですけれども、本市でこの5歳児健診の導入について、一応、検討していただけないのかなと、そのあたりはどのようにお考えですか。

○健康部次長 5歳児健診は、集団における行動や指示の入りにくさを見落とさず、また発達障害の疑いの判断や、子供の特性に合った生活指導、その後の支援が必要となります。

そのため、実施に当たりましては、医師会との協議はもとより、専門スタッフの確保や健診会場の設定などにつきまして関係機関との協議及び協力が必要であり、複数の課題がございます。様々な観点から調査研究が必要であると考えております。

○上田井良二 ありがとうございます。

国が補助しますよといっても、やはり市区町村でいろんな課題があると。

それに伴って、今ちょっとお聞きしますと、やはり連携はしっかりやっただいただいていると、1人のお子様、大事なお子様に対して、こういうことがあるよと、やはり担当の教師の方々、先生方をはじめいろんな方々が1人のお子さんに携わっていただいているんですけれども。

5歳児健診があつたら完璧かと、そうではないとは思いますが、やはり国から補助が出ますよということですので、しっかりと検討していただいて、それに加え、今やっただいただいているしっかりした引継ぎ、それらもしっかりと、1人のお子さんの、未来あるお子さんですので、今回のタイミングをしっかり捉えていただいて、これからも努力をお願いしたいと思います。

そして、今まで以上に、担当部署間とか、保護者の皆様へのPRやコミュニケーション、それで悩んでおられる方もおられないとは言えませんので、そのあたりしっかりとコミュニケーションをより多く取っていただいて、大事なお子様のために市として頑張っていた

だきたいなというふうにも思いますので、今後とも、今回を機に、もう一度考え直していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

「罹災証明について」

○上田井良二 それでは、次の質問に行かせていただきます。

次の、市の罹災証明についてなんですけれども、今回の、先ほどもお話しさせてもらいました能登半島地震におきまして、被災者支援の政策パッケージ、これを決定しまして、生活の再建に向けて復旧のための支援金も速やかに支給すると発表されました。

そこで必要となるのが、公的資金を受けるために必要となる罹災証明書の早期交付が必要となるということなんですけれども、災害発生時に常によく耳にしますのが、罹災証明書の発行がなかなか進まない、これを早期にやっていくべきじゃないんだろうかと、いろんな状況でこれを耳にするんですけれども。

大地震が発生した後、被災した建物に対する様々な調査が必要だと思われるんですけれども、これらの調査が行われると思うんですけれども、その種類とか意義について教えてくださいませんか。

○危機管理監 我々、行政に関わりが深いものといまして2種類ございます。

まず一つは、被災建築物応急危険度判定でございます。こちらにつきましては、2次被害の防止を目的としており、大規模な地震直後に実施され、建物の倒壊や落下物の危険性などから、使用の可否を判定するものでございます。危険、要注意、調査済みの3種類に区分されまして、それぞれ赤い色、黄色、緑色の貼り紙により識別されます。

もう一つは、建物住家被害認定調査でございます。こちらにつきましては、建物の被害状況を調査し、全壊や大規模半壊など6段階に判定され、被災者への被害規模に応じた支援を行うために必要とされます罹災証明書の基礎資料となるものでございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

1番目の応急危険度判定というのは、よくテレビで見るやつですね。緑はあんまりテレビで見たことないんですけれども、黄色とか赤の部分ですね、それだと思うんですけれども。

そうしましたら、次に、罹災証明書について改めてどんなものなのか教えていただけますでしょうか。

○危機管理監 罹災証明につきましては、災害対策基本法に規定されております災害が発生した際に、市町村は、被災者からの申請に基づき、住家被害認定調査により被害の程度を証明書として交付しなければならないというところで業務を担っております。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、その罹災証明書の意義について、それはどんなものなのでしょうか。

○危機管理監 罹災証明書につきましては、応急仮設住宅の入居や住宅の応急修理、被災者生活再建支援金の支給、義援金の配分といった支援措置の判断材料として幅広く利用され

ております。

また、損害保険会社への提出や、勤務先に支援金などがある場合にも、基礎資料としてご利用されておられます。

○上田井良二　ありがとうございます。

そうしましたら、黄色に比べて赤のラベルを貼っているところは、例えば支援が、金額が多いとか、そういう形になるんですね。分かりました。

これは、罹災証明書はどういった様式で発行されるのでしょうか。

○危機管理監　こちらの様式でございますけれども、従来、市町村の任意の様式とされてございました。しかしながら、近年の災害におきまして、応援の他市町村の職員様、この方々が被災地に派遣された際、罹災証明書の様式が市町村の任意であることから、証明書の発行にかなり支障を来しておったところが従前からございました。それを受けまして、内閣府の通知によりまして、令和2年3月に統一様式を取られたというところでございます。

○上田井良二　ありがとうございます。

そういう様式で発行されておるんですけれども、そうしたらその罹災証明書の発行対象となるのは住家、家だけになるのでしょうか、そのあたりはどうでしょうか。

○危機管理監　罹災証明書の交付対象となりますのは、住家及び人的被害のみとなります。

それ以外に被災されました不動産や家財などの動産、こちらにつきましては、市町村に申しまして証明書の発行義務は課せられておりませんが、地域防災計画におきまして、別途、証明書を2種類定めておる状況でございます。

○上田井良二　ありがとうございます。

先ほど様式を聞きましたけれども、そうしたら、この香芝市に被災証明書の様式はあるのでしょうか。

○危機管理監　先ほど申し上げました2種類のうちの 하나가、被災証明書でございます。こちらにつきましては、もう一点、罹災届出証明書というものと2種目設けてございまして、こちらの証明書につきましては罹災証明書の対象とならない被害、例えば、事務所や店舗、車や家財の被害に対しまして、損害保険を請求される際などに交付してございます。罹災届出証明書は、台風や大雨の際に発行してございまして、損害保険の請求に用いられておるものでございます。

○上田井良二　分かりました。ありがとうございます。

それでは、それはどういったプロセスを経て発行されるのでしょうか。そのあたり教えていただけますか。

○危機管理監　罹災証明書の交付でございますけれども、こちらにつきましては、まず地震による場合でございますが、住家の外観の損傷状況、主要な構成要素の損害、損傷程度などを目視により確認の上、住家の傾斜を測定し、それを1次調査とし、その調査結果を6段階で評価され、罹災証明が交付されます。

なお、1次調査は目視で行われることから、さらに被災者の方からの申請があった場合

は、2次調査といたしまして建物内部への立入調査を実施され、改めて罹災証明が交付されます。

○上田井良二　ありがとうございます。

そうしましたら、被害認定調査、罹災証明書の発行の担当部署、それはどこが所管することになるのでしょうか。

○危機管理監　本市の場合でございますけれども、災害対策本部におきます総務部被害調査班が担当することになります。所管しますのは、税務課、納税促進課、監査委員事務局により実施されます。

○上田井良二　ありがとうございます。

実際には、そういうふうに決めておっても、いろんな形でパターンが変わってくる場合もあるのでしょうか。

そうしましたら、その罹災証明書の発行時期について何か規定はあるのでしょうか。

○危機管理監　罹災証明書の交付時期につきましては、災害対策基本法に、被災者から申請があったときは遅延なく被害の状況を調査し、罹災証明書を交付するよう規定されております。

○上田井良二　ありがとうございます。

そうしましたら、実際になつてみると分からん部分もあるのでしょうかけれども、実態として罹災証明書、今まで、過去、災害、全国で発生しておりますけれども、発行に時間がかかっている背景というのはどのように捉えておられますか。

○危機管理監　こちらにつきましては、大規模な災害におきましては、様々な要因によりまして発災から証明書までの交付に至る時間を要するのではないかと想定されます。

このたびの災害同様、大規模災害におきましては、他府県の市町村などからの支援を受けて交付することになります。できるだけ速やかに証明書を交付するよう努めてまいりたいと存じます。

○上田井良二　ありがとうございます。そのあたり少しでも早くなるように、災害があつてはならないんですけれども、あつたときにはまたよろしくお願いします。

それでは最後に、住家の被災の度合いで支援にどういった違いが生じてくるのでしょうか。そのあたりを教えてください。

○危機管理監　一例ではございますけれども、6段階の評価のうち準半壊、こちらの被害認定でございますと、被災者生活再生支援金の対象とはならないというふうになります。

○上田井良二　ありがとうございます。

今回、質問させていただいて、やはり罹災証明書というのは、災害発生後、やはりここに入ったら駄目ですよと、入ってもいいですよという場合がございます、テレビで見ていると、今回の能登地震におきまして、赤いラベルを貼っておっても別の解体業者が解体をしながら、ボランティアで、家の中にお母さん一人住まいの方、貴重品は入ったままですから、家に、それを取る、持ち去っていること、それもボランティアでやっている業者さんもあり

ました。

本当に、そういうふうに命に関わる部分の証明書でもあるし、また災害後の再建に向けた必要不可欠な書類なんでしょうけれども、早期の交付が必要であるということが分かりました。

しかしながら、なかなかそれが実際に早くできていないというのも現実でございます。国も、早期にそういうことができるように、いろんな災害発生時に対策を練っていただいておりますけれども、訓練をやって、それがしっかりできるのか、ここはこの担当部署だと決めておいても、悪いことにその担当部署の方々がお亡くなりになられたら、実際どうやるんだというのが、実際、災害が起きたときに、やはり臨機応変に、どれだけ人が動くことができるんだと、リーダーシップをして、市として動いていくんだと。リーダーシップを発揮して、市民をよりよい方向へ進めていく部分が、やはり理事者の一つの仕事ではないかなと思います。本当に大変なことでもございます。

しかしながら、先ほども訓練の話も出ておりました。今回の能登地震におきましても、やはり避難した方、高齢のおばあさんが一言何と言ったかと、訓練が役に立ったんだと、地震が揺れたらすぐに避難すると、やはりそれが訓練じゃないかなとも思います。被害に遭いたくはないですけれども、不幸にして遭った場合、どれだけ市の方がリーダーシップを、先ほどもお話ししましたようにやっていただくか。今後とも、しっかりと災害に対する対応を取っていただいても、なかなかそれが発揮できるかできないかというのは実際に起きてみないと分かりません。しかし、それを臨機応変に、頭を柔軟に持ってやっていただくことが大事かなと思いますので、本当にこれからも大変お世話になりますけれども、災害対策をしっかり取っていただいて、市民のために働いていただきますようよろしくお願い申し上げます、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。